

福井市工事監督技術基準

平成31年4月

福井市工事監督技術基準

(目 的)

第1条 この技術基準は、福井市の工事の請負契約における監督の技術的基準を定めることにより、監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

(適 用)

第2条 この基準は、福井市の所掌する工事において適用する。ただし、工事内容等により、この基準を適用することが不相当と判断される場合は、この基準によらないことができる。

(用 語 の 定 義)

第3条

(1)「監督」・・・契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。

(2)「監督職員」・・・福井市財務会計規則第119条第1項の監督職員をいう。2名以上の監督職員が指名された場合は、そのうちの1名を主任の監督職員(以下「主任監督職員」という。)とする。

(3)「契約権者」・・・福井市財務会計規則第2条第10号の契約権者をいう。

(4)「監督の方法」・・・監督行為(指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会、検査、把握、調整)を総称していう。

指示・・・監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

承諾・・・契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。

協議・・・書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

通知・・・監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

受理・・・契約図書に基づき受注者の責任において監督職員に提出された書面を監督職員が受け取り、内容を把握することをいう。

確認・・・契約図書に示された事項について、監督職員が臨場若しくは受注者が提出した資料により、監督職員がその内容について契約図書との適合を確かめ、受注者に対して認めることをいう。

立会・・・契約図書に示された項目について、監督職員が臨場し、内容を確かめることをいう。

検査・・・品質、規格、性能、数量等が契約の内容に適合しているかどうかを確認する行為をいう。

把握・・・監督職員が臨場若しくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督職員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。

調整・・・監督職員が関連する工事との間で、工程等について相互に支障がないよう協議し、必要事項を受注者に対し指示することをいう。

(監督の権限の分担及び実施)

第 4 条 監督職員は、以下の表の項目について、技術的に十分検討のうえ権限を分担し監督を実施するものとする。

なお、業務内容、関連図書及び条項の欄で、「約款」は福井市工事請負契約約款、「土仕」は福井市土木工事共通仕様書、「建仕」は公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、「規程」は福井市工事等監督規程を示す。

項 目	業 務 内 容	監督の権限分担		関連図書及び条項
		主任監督職員	監督職員	
1 契約の履行の確保				
(1) 契約図書の内容の把握	工事請負契約書、工事請負契約約款、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書及び下記事項について把握する。 技術者の専任制及び適正な配置 施工体制台帳及び施工体系図の整備 その他契約の履行上必要な事項	確認	把握	規程第 4 条 約款第 10 条 土仕第 1 編 1-1-10 建 仕 1-1-5
(2) 施工計画書の受理	受注者から提出された施工計画書により施工計画書の概要を把握する。	確認	把握	土仕第 1 編 1-1-4 建 仕 1-2-2
(3) 契約図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	契約図書に示された指示、承諾、協議、及び受理等について必要により現場状況を把握し適切に行う。	確認、指示	報告、受注者への指示等	約款第 9 条 規程第 4 条
(4) 条件変更に関する確認調査、検討、通知	約款第 18 条第 1 項の第 1 号から第 5 号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を求められたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図書の訂正内容を定める。 前項の調査結果を受注者に通知する。	確認 指示	調査、報告 受注者への通知	約款第 18 条 規程第 17 条
(5) 変更設計図面及び数量等の作成	一般的な変更設計図面及び数量について受注者から確認資料等をもとに作成する。	確認	作成	約款第 18 条 土仕第 1 編 1-1-3 建 仕 1-1-8 土仕第 1 編 1-1-14
(6) 関連工事との調整	関連する 2 以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工についての調整を行う。	確認、受注者への指示	調整、報告	約款第 2 条 規程第 5 条

項 目	業 務 内 容	監督の権限分担		関連図書及び 条項
		主任 監督職員	監督職員	
(7) 工程の把握及び工事 促進の指示	受注者からの履行報告又は実施工程表 に基づき、必要に応じて工事促進の指 示を行う。	確認、受注 者への指示	報告	約款第 11 条 規程第 4 条 土仕第 1 編 1-1-23
(8) 工事変更協議の対象 通知	約款第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、 第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条第 1 項および第 43 条第 2 項の規定に基づく工期変更につい て、事前協議及びその結果の通知を行 う。	確認、受注 者への指示	報告	土仕第 1 編 1-1-15 建 仕 1-1-10
(9) 契約権者への報告 1) 工事の中止及び工期の 延期の検討及び報告	工事の全部若しくは一部の施工を 一時中止する必要があるときは、中止 期間を検討し契約権者へ報告する。 受注者から工期延期の申し出があ った場合は、その理由を検討し契約権 者へ報告する。	確認、受注 者への通知	調査、報告	約款第 20 条
2) 一般的な工事目的物等 の損害の調査及び報告	一般的損害について、受注者から通知 を受けた場合は、その原因、損害の状 況等を調査し、発注者の責に帰する理 由及び損害額の請求内容を審査し、契 約権者へ報告する。	確認、受注 者への通知	審査、報告	約款第 15 条 約款第 17～21 条 約款第 43 条
3) 天災その他の不可抗力 による工事出来高部分等 の損害調査及び報告	天災等の不可抗力により、工事目 的物等の損害について、受注者から通 知を受けた場合は、その原因、損害の 状況等を調査し、確認結果を契約権者 へ報告する。 損害額の負担請求内容を審査し、 契約権者へ報告する。	協議、審査、 受注者への 通知	調査、確認、 報告	約款第 29 条 土仕第 1 編 1-1-38
4) 第三者に及ぼした損害 の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼ したときは、その原因、損害の状況等 を調査し、発注者が損害を賠償しなけ ればならないと認められる場合は、契 約権者へ報告する。	協議、指示	調査、報告	約款第 28 条
5) 部分使用の確認及び報 告	部分使用を行う場合の品質及び出来高 の確認を行い、契約権者へ報告する。	確認、受注 者への通知	報告	約款第 33 条 土仕第 1 編 1-1-22

項 目	業 務 内 容	監督の権限分担		関連図書及び 条項
		主任 監督職員	監督職員	
6) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳表の審査及び既済部分出来高対照表の作成を行い、契約権者へ報告する。	確認、検査 依頼	確認、審査、 報告	約款第 37 条 規程第 13 条
7) 工事関係者に対する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約権者への措置請求を行う。	確認、受注者への指示	調査、報告	約款第 12 条 規程第 17 条 土仕第 1 編 1-1-25
8) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	約款第 46 条第 1 項及び第 47 条第 1 項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約権者に対して措置請求を行う。	確認、受注者への指示	調査、報告	約款第 46 条 約款第 47 条
	受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約権者へ報告する。	確認、協議、 受注者への指示	調査、報告	約款第 50 条
	契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い、契約権者へ報告する。	確認、検査 依頼	報告	約款第 51 条
2 施工状況の確認等				
(1) 事前調査等	下記の事前調査業務を行う。 工事基準点の指示 既設構造物の確認 支給（貸与）品の確認 事業損失防止家屋調査の立会い 受注者が行う官公庁等への届出の把握 その他必要な事項	確認	調査、報告	土仕第 1 編 1-1-37 建 仕 2-2-2 土仕第 1 編 1-1-16 土仕第 1 編 1-1-35 建 仕 1-1-3
(2) 指定材料の確認	設計図書において、監督職員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立会のうえ調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の試験、立会、又は確認を行う。	確認	立会・確認、 報告	約款第 13 条 約款第 14 条 土仕第 2 編 1-2 建 仕 1-4

項 目	業 務 内 容	監督の権限分担		関連図書及び 条項
		主任 監督職員	監督職員	
(3) 工事施工の立会	設計図書において、監督職員の立会のうへ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会を行う。	立会、確認	立会、報告	約款第 14 条 建 仕 1-5-7
(4) 工事施工状況の確認 (段階確認)	設計図書に示された施工段階において別表 - 1 に基づき、臨場等により確認を行う。	確認	確認、報告	土仕第 3 編 1-1-4 建 仕 1-5-5
(5) 工事施工状況の把握	主要な工種について、別表 - 2 に基づき適宜臨場等により施工状況の把握を行う。	確認	確認、報告	
(6) 建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事にあつては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、適正に処理されているか把握する。 また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。	確認	把握	土仕第 1 編 1-1-18
(7) 改造請求及び破壊による検査	工事の施工が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示を行う。	確認、受注者への指示	確認、報告	約款第 17 条 規程第 9 条
	約款第 13 条第 2 項若しくは第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合、又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合は、工事の施工部分を破壊して検査する。	確認、受注者への通知	確認、報告	規程第 10 条
(8) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し	設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、契約権者が立会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。	確認	審査、確認、報告	約款第 15 条 土仕第 1 編 1-1-16

項 目	業 務 内 容	監督の権限分担		関連図書及び 条項
		主任 監督職員	監督職員	
	前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に相当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約権者と打ち合わせのうえ引渡し等の処置をとる。	確認、措置	審査、確認、報告	約款第 15 条
3 円滑な施工の確保 (1) 地元対応	地元住民等からの工事に対する苦情、要望などに対し必要な措置を行う。	確認、受注者への指示	調査、報告	規程第 3 条
(2) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。	確認、措置	報告	規程第 3 条
4 その他 (1) 現場発生品の処置	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について確認する。	確認	確認、報告	土仕第 1 編 1-1-17 建 仕 1-3-8
(2) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認められるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。	確認、受注者への指示	調査、報告	約款第 26 条 規程第 11 条 土仕第 1 編 1-1-41
(3) 事故等に対する措置	事故が発生したときは、速やかに状況を調査し、契約権者に報告する。	確認、受注者への指示	調査、報告	土仕第 1 編 1-1-29
(4) 工事成績の評定	工事成績の評定を行う。	確認	成績評定、報告	規程第 16 条
(5) 工事完成検査等の立会	工事の完成、部分払、部分引渡、完済、中間の各段階における検査の立会を行う。	検査依頼、立会、受注者への指示	立会、受注者への指示	規程第 15 条 土仕第 1 編 1-1-20 土仕第 1 編 1-1-21
(6) 検査日の通知	工事検査に先立って受注者に対して検査日を通知する。	受注者への通知	報告	土仕第 1 編 1-1-20 建 仕 1-6-1 (d)

1 一般確認事項(監督職員が指示するもの)

- (1) 当該工事の構造物で、完成検査時に水中又は地中に埋没し明視できない部分(不可視部分)の出来形確認。
- (2) 鉄筋コンクリート工事の配筋確認。
- (3) JIS 規格以外のコンクリート二次製品の品質確認。
- (4) 舗装工事における路床工・路盤工・舗装工の出来形・品質確認。
- (5) 土質調査及びさく井、貫入試験立会。
- (6) 塗装工事の回数確認、厚さ及び数量の確認。
- (7) 吹付け材の調合確認。
- (8) 推進工事の薬液注入、滑材注入、埋殺し仮設工の確認。
- (9) シールド工法、セグメント一次及び二次覆工の確認。
- (10) 管の接合状況、ボルトの締付けトルクの確認。
- (11) 浄化槽等の漏水確認。

一般：一般監督

重点：重点監督

2 工種別確認事項

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ 幅、長さ、深さ等	1回 / 1工事
河川土工 (掘削工) 海岸土工 (掘削工) 砂防土工 (掘削工) 道路土工 (掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の 変化毎
道路土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤)		ブルドーリング実施時	ブルドーリング実施状況	1回 / 1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、 延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、 施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m
パーチカルドレン工	サンドドレン 袋詰式サンドドレン ペーパードレン	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
		施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭 径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、 杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入 量	一般：1回/20本 重点：1回/10本
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ 溶接部の適否	試験矢板+ 一般：1回/150枚 重点：1回/100枚
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ 溶接部の適否	試験矢板+ 一般：1回/75本 重点：1回/50本
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否、 杭の支持力	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		打込完了時(打込杭)	基準高、偏心量	
		掘削完了時(中掘杭)	掘削長さ、杭の先端土 質	
		施工完了時(中掘杭)	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本
場所打杭工	リバース杭 オールシング杭 アードリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般:30%程度/1 構造物 重点:60%程度/1 構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本
深礎工		土(岩)質の変化した 時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変 化毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回/3本 重点：全数
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書と の対比	1回/1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般：1回/3本 重点：全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回/3本 重点：全数
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄沓据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回/1 構造物
		本体設置前 (オープンケーソン)	支持層	
		掘削完了時 (ニューマチックケーソン)		
		土(岩)質の変化した 時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変 化毎
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書と の対比	1回/1本

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
鋼管矢板基礎工		打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	試験杭 + 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤	1回 / 1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回 / 1法線
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回 / 1法線
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回 / 1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回 / 1工事
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管を含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁工 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の変化毎
		床掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1回 / 1構造物
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回 / 1構造物
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回 / 1構造物
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
鋼 橋		仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く)	キャンパー、寸法等	1回 / 1構造物
ポストテンション工()桁製作工 プレキャストコンクリート桁製作工 プレキャストロック桁組立工 PC和スラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般: 5%程度/総ケーブル数 重点: 10%程度/総ケーブル数
		プレストレス導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	一般: 10%程度/総ケーブル数 重点: 20%程度/総ケーブル数
		PC鋼線・鉄筋組立て完了時(工場製作除く)	使用材料、設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質 設計図書との対比	測点毎
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変化毎)	吹き付けコンクリート厚 ロックボルト打ち込み本数および長さ	全数量

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度	
トンネル覆工		コンクリート打設前・後	設計図書との対比	測点毎	
トンネルインバート		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	測点毎	
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時	施工状況の適否、設計図書との対比、深さ	一般:30%程度/1 構造物 重点:60%程度/1 構造物	
	鋼板取付け工・固定アンカー工	鋼板建て込み固定アンカー完了時	建て込み状況の適否、設計図書との対比、使用材料	一般:30%程度/1 構造物 重点:60%程度/1 構造物	
	現場溶接工	溶接前、溶接完了時	施工状況の適否、溶接金属の寸法	一般:30%程度/1 構造物 重点:60%程度/1 構造物	
	現場塗装工	塗装前、塗装完了時	施工状況の適否、塗膜厚、使用材料及び使用量	一般：1回 / 500 m ² 重点：1回 / 250 m ²	
ダム工	各工事ごと別途定める		各工事ごと別途定める		
上水道機器製作 (積算上規格品取扱いのものは除く)	浄水設備の機器製作	監督職員の指示する時期	設計図書との対比	監督職員の指示する程度	
	計装設備の機器製作				
	電気設備の機器製作				
	ポンプ設備の機器製作				
下水道機器製作 (積算上規格品取扱いのものは除く)	管渠	監督職員の指示する時期	設計図書との対比	監督職員の指示する程度	
	処理場等				推進機等の製作
					機械設備の機器製作
					計装設備の機器製作
					電気設備の機器製作
ポンプ設備の機器製作					
特殊機械、機器、特殊製品等の試験、検査を要するもの		監督職員の指示する時期	設計図書との対比	監督職員の指示する程度	
圃場整備事業等	表土扱いを伴う基礎整地工	監督職員の指示する時期	設計図書との対比	監督職員の指示する程度	
	幹線用水路及びパイプライン工で管径が大きいもの				
	暗渠排水工で数耕区にまたがるもの又は湧水処理のあるもの				
	購入土による客土又は耕土の区画外補給のあるもの				
	排水フリームで断面が大きく、かつ幹線水路となるもの				

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
上水道工事 通水試験工	水圧試験	連絡工事前	水圧ゲージの降下状況	1回 / 1 施工区間毎
ガス工事 耐圧・気密試験工	気密試験 耐圧試験	連絡工事前	圧力・時間	1回 / 1 施工区間毎
建築工事及び建築設備工事		国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編） ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 等により、監督職員が指示する		

- ・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容等を勘案の上設定することとする。
- ・一般監督：重点監督以外の工事
- ・重点監督：下記の工事
 - イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - ロ 施工条件が厳しい工事
 - ハ 第三者に対する影響のある工事
 - ニ 低入札価格調査制度調査対象工事
 - ホ その他

別表2

施工状況把握一覧

一般：一般監督

重点：重点監督

1 / 1

種 別	細 別	確認時期	確認項目	把握の程度
オープンクレーン基礎工 ニューマチッククレーン基礎工 深礎工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
場所打杭工	リバース杭 オルカシグ杭 アースリル杭 大口径杭	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管を含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁工 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1構造物
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
ポスターションT()桁製作工 プレフォーム桁製作工 PC和スラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押し箱桁製作工		コンクリート打設時 (工場製作を除く)	品質規格、運搬時間 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
トンネル工		施工時(支保工変更毎)	施工状況	一般： 1回/支保工変更毎 重点： 1回/支保工変更毎 ただし、最低10支保 工毎
盛土工 河川 道路 海岸 砂防		敷均し・転圧時	使用材料、 敷均し・締固め状況	一般：1回/1工事 重点：2～3回/1工 事
舗装工	路盤、表層、基層	舗設時	使用材料、 敷均し・締固め状況 天候、気温、舗設温度	一般：1回/1工事 重点：1回/3000㎡
塗装工		清掃・錆落とし施工時	清掃・錆落とし状況	1回/1工事
		施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事
樹木・芝生管理工 植生工	施肥、薬剤散布	施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事
ダム工	各工事ごと別途定める。		各工事ごと別途定める。	

- ・表中の「把握の程度」は、把握頻度の目安であり、実施にあたっては現場状況等を勘案のうえ、これを最小限として設定することとする。
- ・1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリー打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。
- ・一般監督：重点監督以外の監督
- ・重点監督：下記の工事
 - イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - ロ 施工条件が厳しい工事
 - ハ 第三者に対する影響のある工事
 - ニ 低入札価格調査制度調査対象工事
 - ホ その他